

第 59 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月23日（火曜日）午前10時

受付開始 午前9時

開催場所

東京都文京区湯島一丁目7番5号

東京ガーデンパレス 3F 「白鳳」

（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 退任取締役3名に退職慰労金贈呈の件

目次

第59回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	2
事業報告……………	11
連結計算書類等……………	29
計算書類等……………	34

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2020年6月22日（月曜日）

午後5時45分まで

株 主 各 位

証券コード 5907

2020年6月5日

東京都千代田区神田猿樂町一丁目5番15号

JFE コンテイナー 株式会社

代表取締役社長 **那須 七信**

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年6月22日（月曜日）営業時間終了の時（午後5時45分）までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月23日（火曜日）午前10時
2 場 所	東京都文京区湯島一丁目7番5号 東京ガーデンパレス 3F「白鳳」 (末尾の「株主総会会場へのご案内」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第59期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第59期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 役員賞与支給の件 第6号議案 退任取締役3名に退職慰労金贈呈の件

以 上

- 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めにより、当社ホームページ（<http://www.jfecon.jp/>）に掲載しておりますので、添付書類には含まれておりません。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、法令の定めにより当社ホームページ（<http://www.jfecon.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<http://www.jfecon.jp/>)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当は、安定的な配当を念頭におきつつ、株主の皆様に対する利益還元的重要性と、成長戦略実行のための内部留保の確保とを総合的に判断することを基本方針としております。

第59期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金87.5円、総額250,540,412円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2020年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

執行役員制度導入に伴う文言の加除およびその他の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招 集 者)</p> <p>第14条 株主総会は取締役会の決議によって社長がこれを招集する。</p> <p>② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。</p> <p>② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>② <u>代表取締役は取締役会の決議をもって前項の取締役中から選定する。</u></p>	<p>(招 集 者)</p> <p>第14条 株主総会は取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集する。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 <u>代表取締役は取締役会の決議をもって取締役の中から選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議をもって取締役会長および取締役社長各1名を定めることができる。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員の任期が満了いたします。経営体制の効率化のため取締役2名を減員し取締役6名の選任をお願いするものであり、取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	那 須 七 信 (1957年4月4日生)	<p>1982年4月 川崎製鉄株式会社入社 2005年4月 J F E スチール株式会社自動車鋼材営業部自動車鋼材室長 2008年4月 同社大阪支社大阪厚板・鋼管営業部長 2010年4月 同社大阪支社長 2011年4月 同社建材センター建材営業部長 2013年4月 同社常務執行役員 2016年4月 同社専務執行役員 2019年4月 当社常勤顧問 2019年6月 当社代表取締役社長〈現任〉</p> <p>(重要な兼職の状況) 杰富意金属容器(上海)有限公司董事長 杰富意金属容器(浙江)有限公司董事長 杰富意金属容器(江蘇)有限公司董事長 杰富意金属容器(重慶)有限公司董事長</p> <p>(取締役候補者とした理由) 那須七信氏は、親会社であるJ F E スチール株式会社の元専務執行役員として業務執行のトップを担い、同社において自動車用鋼板・建材営業部門を長きにわたり経験し、特に建材営業部門では同社の建材センター長として販売・技術一体の組織を担当してきた実績を有しております。また、業界団体においては日本鉄鋼連盟建設企画委員長を務めるなど、これまで豊富な経験・実績・見識を有しております。当社におきましては2019年6月より代表取締役を務めており、2020年4月からはコーポレートガバナンスの強化の一環として執行役員制を導入し、取締役会における経営の監督機能と業務執行機能を分離する体制を整備するなど引き続き当社のグループ経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	93株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	よし だ なお と 吉 田 直 人 (1959年11月25日生)	1983年4月 日本鋼管株式会社入社 2004年6月 JFEスチール株式会社建材センター建材営業部建築建材室長 2008年4月 同社マニラ事務所長 2011年4月 同社プロジェクト営業部主任部員 2012年4月 同社厚板・形鋼輸出部長 2014年4月 当社大阪ドラム営業部長(参与) 2015年6月 当社取締役、大阪ドラム営業部担当、事業総括部担当補佐 2016年4月 当社取締役、東京ドラム営業部、大阪ドラム営業部担当 2017年6月 当社取締役、営業本部長、東京ドラム営業部、大阪ドラム営業部担当 2020年4月 当社取締役常務執行役員、業務本部長、営業本部担当(現任) (取締役候補者とした理由) 吉田直人氏は、親会社のJFEスチール株式会社では営業部門を幅広く経験し、当社においては国内ドラム営業部門の責任者を務めるなど、営業部門に関する経験・実績・見識を有しており、ドラム事業の質的成長、成長戦略の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。	465株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>木原幹人 <small>き はら みき と</small> (1961年3月10日生)</p>	<p>1984年4月 日本鋼管株式会社入社 2009年4月 JFEスチール株式会社東日本製鉄所(京浜地区)冷延部長 2014年4月 同社東日本製鉄所(千葉地区)第2冷延部長 2015年4月 当社常務取締役付(参与) 2015年6月 当社取締役、技術部、高圧ガス容器事業部担当 2017年6月 当社取締役、技術・生産本部長、技術部、高圧ガス容器事業部担当 2020年4月 当社取締役常務執行役員、技術・生産本部長(技術部)中国事業本部担当(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 木原幹人氏は、親会社であるJFEスチール株式会社において長く鉄鋼技術者として携わってきた実績を有しており、当社においては技術部門の責任者を務めるなど、革新的プロセス技術の開発をはじめとするドラム事業の質的成長に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	465株
4	<p>村上伸二 <small>むら かみ しん じ</small> (1960年5月22日生)</p>	<p>1984年4月 日本鋼管株式会社入社 2001年10月 同社鉄鋼総括部管理室統括スタッフ 2003年4月 JFEスチール株式会社経理部計画室主任部員 2004年12月 当社企画部 2008年3月 当社企画部長 2015年4月 当社企画部長(参与) 2019年6月 当社取締役、企画本部長、企画部、総務部、内部監査室、中国事業部担当 2020年4月 当社取締役執行役員、企画本部長、中国事業本部担当補佐(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 村上伸二氏は、当社において、長年企画部長を務め経営企画及び経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ経営の推進及びリスクマネジメントの強化、企業価値向上の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。</p>	93株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
5	ひら た よし ひさ 平 田 善 久 (1953年8月20日生)	1976年4月 日本鋼管株式会社入社 2004年4月 JFEスチール株式会社経営企画部設備計画室長(理事) 2006年4月 同社西日本製鉄所(福山)設備部長(理事) 2009年4月 JFEメカニカル株式会社取締役京浜事業所長 2012年4月 同社取締役機械事業本部長 2014年4月 同社常務取締役営業本部長 2016年4月 JFEプラントエンジニア株式会社取締役常務執行役員 2017年4月 同社取締役 2017年6月 同社取締役退任 2019年6月 当社取締役(現任) (社外取締役候補者とした理由) 平田善久氏は、企業経営者として培われた豊富な知識・経験に加え、長きにわたり鉄鋼設備技術者として携わってきた実績を有されております。当社におきましては2019年6月より社外取締役に務めております。客観的立場で当社取締役会において的確な提言・助言をいただいております。当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。	14株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	尾 関 政 達 (1957年10月28日生)	<p>1981年 4 月 日本銀行入行 2004年 6 月 同行鹿児島支店長 2007年 3 月 預金保険機構(預金保険機構審議役) 出向 2008年10月 日本銀行政策委員会室参事役 2010年 7 月 同システム情報局審議役兼決済機構局審議役兼金融市場局審議役兼業務局審議役 2011年 5 月 同福岡支店長 2013年 5 月 あおぞら銀行常務執行役員 2016年 7 月 同専務執行役員 2018年 6 月 GMOあおぞらネット銀行取締役(社外)〈現任〉 2018年 7 月 明治安田生命保険相互会社顧問〈現任〉</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 尾関政達氏は、長年にわたる日本銀行および大手金融機関における勤務経験により、金融業界やITシステム分野における知見等を有されており、当社のサイバーセキュリティ強化の観点から非常に有益な方であるとともに、当社の企業価値向上およびコーポレートガバナンスの強化の役割を担う社外取締役として相応しいと判断し、社外取締役候補者としております。</p>	0株

- (注) 1. 当社は、那須七信氏が董事長である杰富意金属容器(浙江)有限公司及び杰富意金属容器(重慶)有限公司に対する借入債務の保証を行っております。なお、上記2社はいずれも当社の事業の部類に属する鋼製ドラム缶の製造・販売の事業を営んでおります。
2. 上記のほか取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 平田善久氏、尾関政達氏の両氏は、社外取締役候補者であります。尾関政達氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出る予定であります。
4. 平田善久氏は、現在、社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 尾関政達氏の選任が承認された場合は、社外取締役としてその期待される役割が十分に発揮されるよう、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度として限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、補欠監査役早川雄三氏の選任の効力が失効しますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いするものであり、補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
早川雄三 (1957年8月9日生)	1981年4月 日本鋼管株式会社入社 2006年4月 JFEスチール株式会社監査部長 2009年4月 ジェコス株式会社経理部長 2011年6月 同社取締役企画本部長 2012年4月 同社執行役員兼財務経理部長 2013年6月 同社取締役執行役員兼財務経理部長 2014年4月 J-ロジテック株式会社取締役 2016年4月 JFE物流株式会社監査役〈現任〉 (社外監査役候補者とした理由) 早川雄三氏は、社外監査役としての要件を満たしており、監査役に就任された場合、これまでの経理、財務、監査部門での経歴を通じて培われた経験・見識を改めて当社の監査に反映していただくため、補欠監査役候補者としております。	0株

(注) 補欠監査役候補者早川雄三氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名のうち7名（社外取締役1名を除きます。）、監査役4名のうち常勤監査役1名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与総額21,775千円、監査役賞与総額2,160千円を支給したいと存じます。

なお、各取締役及び監査役に対する具体的な金額、時期、方法等は、取締役分については取締役会に、監査役分については、監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

第6号議案 退任取締役3名に退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任されます大崎恭紀氏、岡部隆氏及び三浦浩行氏の在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期・方法等は取締役会にご一願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
おおさきやすのり 大崎恭紀	2011年6月 当社取締役 2015年6月 当社常務取締役 2019年6月 当社専務取締役〈現任〉
おかべたかし 岡部隆	2012年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役〈現任〉
みうらひろゆき 三浦浩行	2017年6月 当社取締役〈現任〉

以上

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

【ドラム事業】

当期におけるわが国経済は、米中貿易摩擦激化や海外経済の減速を受けて年度後半にかけて製造業を中心に低迷し、特に当社の主要な需要家である化学業界においては景気減速が鮮明となっております。

これを受けて、当社の事業分野である産業用容器業界における全国200リットル新缶ドラムの当期の販売実績は、前期比3.1%減の13,560千缶となりました。また中国においても米中貿易摩擦のより直接的影響に加えて、2019年3月の江蘇省塩城での化学工場爆発事故の影響で需要家工場の生産が制限されたこと等もあり、4月以降の需要が大幅に落ち込んで、事業環境は非常に厳しいものになっております。

売上数量については、国内において全国200リットル新缶ドラム缶の落ち込みを受けて販売数量が減少し、中国においては年初の1～3月は前期にあった天然ガス供給制限による需要家の操業停止等がなくなった反動による増産効果があったものの前述のように4月の需要減もあり前期比で若干の数量増に留まりました。両者を合わせた販売数量は国内の減少が中国の増加を上回り前期比1.2%減の9,642千缶となりました。

売上高については、国内における売上数量が減少したことに加えて元安（16.14→15.68円/元）による為替差もあり、前期比3.0%減収の294億2百万円となりました。

経常利益については、国内においては事業環境悪化による数量減に対して、鋼材、副資材、運送費等上昇分の一部についてお客様のご理解をいただいで販売価格への反映を進めると同時に、高付加価値品拡販やコストダウン等も推進して収益悪化を抑え、一方中国では前述のように対前期比では数量が増加して増益となった結果、当期のドラム事業の経常利益は前期比1億2百万円、4.0%増益の26億59百万円となりました。

【高圧ガス容器事業】

当期の業績は売上高が前期比1億14百万円、47.1%増収の3億57百万円、経常損失はあらたに事業化を進めてまいりました燃料電池自動車用水素ステーション蓄圧器については事業立上げの段階にあり、初期コスト負担等が大きく、前期比60百万円減益の2億4百万円の損失となりました。

【連結業績の状況】

以上の各セグメントを合わせた当期の連結業績は、売上高が前期比7億86百万円、2.6%減収の297億59百万円、経常利益は前期比54百万円、2.2%増益の25億7百万円となりました。なお、中国における物流業務の外注化に伴う従業員に対する経済補償金の支払い、台風15号等による損害、PCB処理に伴う費用等を特別損失として、また株式売却を特別利益として計上しており、当期の親会社株主に帰属する当期純利益は前期比43百万円、2.6%減益の16億74百万円となりました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当期において、当社グループは、基盤整備投資を主体に収益改善、安全・環境対策等の総額11億32百万円の設備投資を実施いたしました。主な設備投資の内容については、基盤整備投資として川崎工場の乾燥炉更新、千葉工場の製造ラインにおけるIT基盤整備、収益改善としてガス容器工場のフィラメントワインディング設備（FW設備）及び硬化炉増強、安全・環境対策として中国（上海・浙江・江蘇）のRTO（蓄熱排ガス処理設備）新設等です。

なお、当期の資金調達として記載すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、ドラム事業において、足元では新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大により経済全体が失速しており、国内及び当社が国内とならんで事業展開している中国ともに需要の低迷がしばらく続くことを危惧しております。国内ドラム事業について先々は主要需要分野である化学・石油業界の設備統廃合や海外生産移管を受けてドラム缶需要の縮小が懸念されるなかで、化学製品の多様化、機能化学品への高度化、医農薬・食品分野等の高付加価値缶へのシフトが進展するものと思われまます。

中国ドラム事業については、米中貿易摩擦や当局の環境規制の強化等により経済全般の先行きに不透明感があるものの、全体の需要規模としては日本と比較して非常に大きく、中期的には引き続き需要業界の成長が見込まれドラム缶需要の更なる伸びが期待できると認識しています。

高圧ガス容器事業においては、足元は新型コロナウイルス感染症の影響により需要の低迷や需要拡大の遅れの可能性が考えられますが、中長期的には医療用酸素容器については高齢化による在宅医療の拡大により需要の拡大が期待され、水素ステーション用蓄圧器もCO2削減が世界的課題となっている中で2025年までにFCV台数を200千台、ステーションを320か所とする政府目標が設定されている等、官民挙げた取り組みが進んでおり、今後需要が拡大するものと想定しています。

今後の経営課題としては、国内ドラム事業については需要全体の規模縮小による競争激化に対しては先進技術を取り入れた抜本的な生産設備のリフレッシュに本格的に取り組んで参ります。また前述の需要の高度化、変化を成長のチャンスと考え、ニーズの変化に即応した新商品開発と成長分野の開拓強化により需要を捉えていきます。

中国ドラム事業については、巨大市場の需要を捉えるべく営業機能を強化して拡販活動に注力していくとともに、環境規制強化への積極的な対応やニーズの高度化に応じた商品の開発・投入にも努めてまいります。

高圧ガス容器事業においては、医療用酸素容器をはじめとする小型FRP容器については2019年度に稼働した新規設備活用による生産体制の最適化で、今後変動する需要を着実に捉えつつ、新規市場開拓も行き収益の拡大を図っていきます。水素ステーション用蓄圧器については2020年度から本格的な販売を開始します。低コストと長寿命、高信頼性を特徴とする製品群で需要に応じていくことで収益を上げていくと同時に環境に優しい燃料電池自動車の普及を通じて低炭素社会構築にも貢献してまいります。

取り巻く経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、当社は中期企業ビジョン、経営方針のもと、第6次中期経営計画（2018～2020年度）に掲げた諸施策を着実に実践し計画を達成してまいります。

【中期経営計画の概要】

1. 中期企業ビジョン

常に時代を先んじ、世界最高の技術をもって顧客の夢を実現し、安全・健康で豊かな社会づくりに貢献する「産業容器の開拓者」、小さくても自由闊達にして活気あふれる「ナンバーワングローバル企業」を目指します。

2. 経営方針

- (1) 国内ドラム事業の競争力強化
- (2) 中国ドラム事業の量・質的成長と収益拡大
- (3) 高圧ガス容器の事業化

3. 重点施策

(1) 国内ドラム事業の競争力強化

- ① 機能維持・改善投資や先進技術・設備の導入、計画的修繕の徹底などにより持続的な成長基盤を確立する
- ② マーケットや需要家のニーズの変化に即応した新商品開発の加速と成長分野の需要開拓強化
- ③ 業務効率化・働き方改革に向けた自動化／IoT、RPA技術などの積極的導入

(2) 中国ドラム事業の量・質的成長と収益拡大

- ① 拡販強化によるグループ販売数量1,100万缶超えの達成
- ② 4工場の効率的生産体制の追求
 - ・華東地区一体運用、各工場の強みの最大活用など
- ③ 収益基盤強化策の実行
 - i. 安定操業、安定品質の徹底
 - ii. 効率的要員体制
 - iii. 調達方法の多様化
 - iv. 高機能商品の積極的導入
 - v. 新規ビジネスモデル構築を含む拡販策の実行

(3) 高圧ガス容器の事業化

・ 研究開発から商業事業化へ（2020年度に事業黒字化を目指す）

- ① 医療用酸素容器（小型FRP容器）の拡大
- ② 水素関連容器の本格供給
「水素ステーション用蓄圧器」
「小型商用車用車載容器」
「鉄道車両、小型船舶、無人機など関連機器向け容器」
- ③ 小型乗用車・商用車用車載容器の開発

4. 2019年度実績と中期経営目標

当社グループは2018年度～2020年度を対象として第6次中期経営計画を立案しており、2019年度はその中間年度にあたります。この中期経営計画と比較すると、2019年度は米中貿易摩擦等によって中国において期待していた需要の伸びが実現しなかった上、国内においても需要が低迷する等、大幅な経営環境の悪化に直面しております。これに対して国内ドラム事業を中心に鋼材、副資材、運送費等上昇分の一部についての販売価格への反映や高付加価値品拡販、コストダウン等の収益改善を行い、連結経常利益は中期計画最終年度の2020年度目標30億円に向けての改善としては十分な水準とは言えないものの前期に対しては若干の増益を実現いたしました。

	2019年度実績	中期経営目標 (2020年度)
① ドラム缶販売数量	9,642千缶	11,000千缶
② 売上高	297億円	320億円
③ 経常利益	25.0億円	30.0億円

	2018～2019年度実績	中期経営計画 (2018～2020年度)
① 設備投資・修繕費	中期経営計画通り	2015～2017年度実績比 50%増
② 研究開発費		

(2) 財産及び損益の状況

区 分		第56期 2016年度	第57期 2017年度	第58期 2018年度	第59期 2019年度
売	上 高 (百万円)	27,447	30,763	30,546	29,759
内訳	ド ラ ム 缶 (百万円)	27,090	30,468	30,302	29,402
	高 圧 ガ ス 容 器 (百万円)	356	294	243	357
経	常 利 益 (百万円)	2,966	2,723	2,453	2,507
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,888	1,953	1,718	1,674
1株当たり当期純利益		659円35銭	682円02銭	600円04銭	584円91銭
純	資 産 (百万円)	25,308	27,227	28,021	29,078
総	資 産 (百万円)	35,699	38,452	38,352	38,626

(注) 2017年10月1日をもって、10株を1株とする株式併合を実施したため、第56期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 主な事業内容 (2020年3月31日現在)

ドラム缶及び高圧ガス容器の製造・販売を主要な事業としております。

(4) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都千代田区	堺 工 場	堺市堺区
大 阪 支 社	大阪市西区	水 島 工 場	倉敷市
千 葉 工 場	千葉市中央区	ガ ス 容 器 工 場	川崎市川崎区
川 崎 工 場	川崎市川崎区		

② 子会社の主要な事業所

会 社 名	本 社 所 在 地
J F E 協 和 容 器 株 式 会 社	新潟市東区
J F E ド ラ ム サ ー ビ ス 株 式 会 社	東京都千代田区
杰 富 意 金 属 容 器 (上 海) 有 限 公 司	中華人民共和国
杰 富 意 金 属 容 器 (浙 江) 有 限 公 司	中華人民共和国
杰 富 意 金 属 容 器 (江 蘇) 有 限 公 司	中華人民共和国
杰 富 意 金 属 容 器 (重 慶) 有 限 公 司	中華人民共和国

(5) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

○企業集団の使用人数

事 業 区 分	使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
ド ラ ム 缶 部 門	566名	△5名
高 圧 ガ ス 容 器 部 門	17名	△2名
管 理 ・ 間 接 部 門	46名	+6名
合 計	629名	△1名

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

J F E ホールディングス株式会社は、間接所有も含め当社の議決権総数の59.6%を保有する親会社であります。また J F E スチール株式会社は、間接所有も含め当社の議決権総数の54.2%を保有する親会社であり、当社は J F E グループの中で鉄鋼事業を行う主要な連結子会社であります。当社は商社を経由して J F E スチール株式会社より鋼板を仕入れ、産業用容器を製造しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (当社議決権比率)	主 要 な 事 業 内 容
J F E 協 和 容 器 株 式 会 社	40百万円 (100.0%)	各種鋼製容器の製造・販売
J F E ドラムサービス株式会社	35百万円 (100.0%)	鋼製ドラム缶の販売
杰富意金属容器（上海）有限公司	10百万米ドル (80.1%)	鋼製ドラム缶の製造・販売
杰富意金属容器（浙江）有限公司	24.44百万米ドル (80.1%)	鋼製ドラム缶の製造・販売
杰富意金属容器（江蘇）有限公司	10.13百万米ドル (80.1%)	鋼製ドラム缶の製造・販売
杰富意金属容器（重慶）有限公司	18.78百万米ドル (75.1%)	鋼製ドラム缶の製造・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	490
三井住友銀行（中国）有限公司	438
株式会社みずほ銀行	100
株式会社三井住友銀行	100
株式会社西日本シティ銀行	100

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 株式数 発行済株式の総数 2,867,500株（自己株式4,181株を含む。）

(2) 株主数 968名

(3) 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数 (千株)	持 株 比 率 (%)
J F E ス チ ー ル 株 式 会 社	1,548	54.07
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	321	11.24
J F E 商 事 株 式 会 社	153	5.36
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	126	4.40
京 極 運 輸 商 事 株 式 会 社	63	2.22
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	60	2.10
J F E コ ン テ イ ナ ー 社 員 持 株 会	35	1.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	26	0.92
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD-HONG KONG PRIVATE BANKING DIVISION-CLIENT ACCOUNT	22	0.78
山 口 淳 一	20	0.71

(注) 持株比率は、自己株式（4,181株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
社 長	那 須 七 信	杰富意金属容器（上海・浙江・江蘇・重慶）有限公司董事長
専 務 取 締 役	大 崎 恭 紀	杰富意金属容器（上海・浙江・江蘇・重慶）有限公司總經理
常 務 取 締 役	岡 部 隆	業務本部長 購買部、事業総括部、特殊缶・開発営業部担当
取 締 役	吉 田 直 人	営業本部長 東京ドラム営業部、大阪ドラム営業部担当
取 締 役	木 原 幹 人	技術・生産本部長 技術部、高圧ガス容器事業部担当
取 締 役	三 浦 浩 行	技術・生産本部副本部長 安全防災室、IT・設備技術室、東日本製造技術室、 西日本製造技術室、千葉工場、川崎工場、堺工場、水島工場 担当 IT・設備技術室長
取 締 役	村 上 伸 二	企画本部長、 企画部、総務部、内部監査室、中国事業部担当
取 締 役	平 田 善 久	
監 査 役（常勤）	今 井 賢 一 郎	
監 査 役	宮 城 順 一	J F E ライフ株式会社監査役
監 査 役	原 守 良	J F E スチール株式会社薄板輸出部長
監 査 役	高 橋 俊 彦	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 取締役兼常務執行役員

- (注) 1. 取締役平田善久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役宮城順一、高橋俊彦の両氏は、いずれも社外監査役であります。
3. 取締役平田善久氏、監査役宮城順一氏及び高橋俊彦氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役平田善久氏及び監査役宮城順一、原 守良、高橋俊彦の3氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 2019年6月20日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって取締役小野定男、久保正幸、安達広志の3氏および監査役須和俊敦氏が退任しました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区	分	人	数	報 酬 等 の 額
取	締	役	12名	178百万円
監	査	役	2名	19百万円
	計		14名	197百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額のうち、社外役員3名の報酬等の合計額は7百万円であります。
3. 監査役4名のうち2名は無報酬であります。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として36百万円（取締役34百万円、監査役1百万円）が含まれております。
5. 上記のほか、2019年6月20日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役3名に対して64百万円支給しております。
6. 上記のほか、社外役員が当社親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬は16百万円です。

<ご参考> 執行役員制度の導入

当社は、2020年4月1日より執行役員制度を導入し、目的、概要および体制は以下のとおりであります。

① 執行役員制度導入の目的

- ・ 取締役の員数を削減し、取締役会に占める社外取締役の比率を高めることで、経営の監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を目指すとともに、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図ります。
- ・ 経営の監督機能と業務執行機能を分離させることにより、業務執行に必要な責任者として執行役員を配置し、業務執行責任の明確化と業務執行の迅速化を図ります。

② 執行役員制度の概要

- ・ 執行役員は、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行の責任者として担当業務を遂行します。
- ・ 執行役員の選任および解任は、取締役会の決議によるものとします。
- ・ 執行役員の任期は1年とし、再任は妨げないものとします。
- ・ 取締役は、執行役員を兼務できるものとします。
- ・ 執行役員と会社との関係は委任契約型とします。

③執行役員の体制

地 位	氏 名	担 当
社 長	那 須 七 信	C E O
常 務 執 行 役 員	吉 田 直 人	業務本部長、営業本部担当
常 務 執 行 役 員	木 原 幹 人	技術・生産本部長（技術部）、中国事業本部担当
執 行 役 員	三 浦 浩 行	技術・生産本部副本部長（安全防災室、I T・設備技術室、東日本製造技術室、西日本製造技術室、千葉工場、川崎工場、堺工場、水島工場）
執 行 役 員	村 上 伸 二	企画本部長、中国事業本部担当補佐
執 行 役 員	関 口 勲	高圧ガス容器事業本部長
執 行 役 員	堂 北 秀 和	営業本部長
執 行 役 員	大 木 健 一	中国事業本部長、 杰富意金属容器（上海）有限公司社外勤務、 杰富意金属容器（浙江）有限公司社外勤務

4. 社外取締役及び社外監査役に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	平田善久	2019年6月20日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回出席し、当社の経営上の有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	宮城順一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、また監査役会13回のうち13回出席し、当社の経営上の有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	高橋俊彦	2019年6月20日就任以降に開催された取締役会11回のうち11回、また監査役会10回のうち10回出席し、当社の経営上の有用な指摘、意見をいただいております。

(2) 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況	当社との関係
取締役	平田善久	なし	—
監査役	宮城順一	JFEライフ株式会社監査役	親会社の子会社
監査役	高橋俊彦	伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 取締役兼常務執行役員	鋼材購入窓口の商社

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額 32百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 32百万円

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載していません。
3. 監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会が検討のうえ、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。また、上記に準じる場合、その他必要があると監査役会が判断した場合は、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

一. 2020年3月31日現在の状況について

当社は、会社法第362条第4項第6号に掲げられている体制（内部統制システム）の整備方針について、取締役会にて以下の通り決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規則など社内規程にしたがい、法定事項を含む一定の重要事項は取締役会で審議の上、決定致します。
- (2) 業務執行は、代表取締役社長のもと当社取締役会の審議・決定に基づき執行致します。そのような審議・決定に附されない案件・事項については、業務分掌規程・管理職職務権限規程に基づき執行致します。
- (3) 倫理法令遵守を目的とする委員会（CSR委員会）を設置し、総務部が倫理法令遵守を所管するものとし、倫理法令遵守のための取り組みを行います。
- (4) 当社独自にあるいはJFEスチール・グループの法令周知部会を通じて、法令の制定、変更をフォローするとともに、適宜、当社体制もしくは諸規程・規則の見直しを行い、または当社事業活動に反映致します。
- (5) 法令及び文書保存規程にしたがい、取締役会議事録、重要事項に係る決裁書など一定の重要文書等は保存管理致します。
- (6) 一定金額以上の設備投資または事業投融資など重要案件については、当社取締役会で審議の上、決定致します。
- (7) 業務執行において、代表取締役社長または担当取締役がリスク管理上の課題を洗い出すことに務め、個別の重要なリスク課題については必要な都度、取締役会で審議致します。
- (8) 当社はJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての倫理法令遵守、損失危険管理、財務報告・情報開示などの体制に組み込まれております。そのため、一定重要事項について親会社と事前に協議する他、倫理法令遵守につき親会社が設置するコンプライアンス委員会からの注意喚起及び同委員会への報告、財務報告・情報開示におけるJFEグループ所属会社としての検討を実施致します。

2. 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は企業集団経営に関する一定の重要事項、当社子会社の一定の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む）について、当社の機関決定・当社への報告までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等により決定手続き等を定め、審議・決定し、または報告を受けるものと致します。

- (2) 当社は当社及び当社子会社の倫理法令遵守体制整備のため、倫理法令遵守を目的とする委員会を設置致します。当委員会は、当社及び当社子会社の倫理法令遵守に関する基本方針及び重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督致します。当社の子会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び性質を踏まえ、必要な倫理法令遵守体制を整備致します。
- (3) 当社は、当社及び当社子会社全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が従業員等から経営トップに伝わる制度（企業倫理ホットライン）を、当社及び当社子会社の従業員等も利用者として整備し、適切に運用致します。
- (4) 当社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社及び当社子会社の業務の有効性・効率性ならびに法令及び定款の遵守状況について監査致します。
- (5) 当社及び当社子会社は、財務報告の信頼性を確保するための体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備致します。

3. 監査役の活動を保障するための体制

- (1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項及びその独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役からその職務を補助する使用人配置の要請があったときには、監査役と協議の上、配置致します。当該使用人の選任、異動、評価及び懲戒は監査役会による事前の同意を経ることなしには実施致しません。当該使用人は、監査役の指揮・命令に従うものと致します。
- (2) 監査役への報告に関する体制
 - (ア) 監査役が、取締役会、経営会議及びその他の重要な会議に出席し、報告を受けられるように致しております。
 - (イ) 取締役及び使用人は必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（当社及び当社子会社に関する事項に関する重要なものを含む。）を報告致します。当社または当社子会社の取締役及び使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ監査役に対して職務の執行状況を報告致します。
 - (ウ) 企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告致します。監査役への報告については、通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保致します。
- (3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払いまたは償還に応じます。

- (4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア) 監査役は、監査役会規則、監査役監査規程等を定めており、組織的かつ実効的な監査体制の構築に努めております。
 - (イ) 取締役及び使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力致します。
 - (ウ) 監査役は、会計監査人、内部監査室等の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図っております。

当社は、上記方針に基づき、以下の通り運用しております。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制ならびに取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は原則として1回/月開催され、十分な審議時間を確保して運営されております。取締役は特段の事情がない限り出席しております。
- (2) 取締役会は、短期及び中期の経営計画を審議し決定しております。
- (3) 重要な投融資案件については、取締役会において決定及び進捗管理報告がなされております。経営上の重要なリスクとなり得る事象についても、取締役会に適時に報告されております。
- (4) 損益状況その他重要事項については、子会社を含めて定期的に報告されております。
- (5) CSR委員会が定期的に開催され、労働安全衛生、事業継続、提供する製品・サービスの品質確保、地域環境の保全、不公正取引の防止、労働時間管理等、法令遵守を含む企業の社会的責任に属する事項について活動を点検しております。
- (6) 企業倫理ホットラインを、会社から独立した第三者の窓口に設けて運用しております。

2. 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

- (1) 各連結子会社には、当社が推薦する代表取締役及び取締役が選任されております。
- (2) 各連結子会社からは、操業報告及び経営成績報告を毎月受けております。
- (3) 各連結子会社からは、短期経営計画の報告を年に1回受けております。重要な投融資について、同時に報告を受けております。
- (4) 重要なリスクとなり得る事象については、各連結子会社から適時に報告を受けております。
- (5) 財務報告に係る内部統制の手續きに則り、当社の内部監査室が重要性に応じて各連結子会社の基礎データを点検し、一次証憑を含む資料を検証しております。

- (6) 監査役は重要な連結子会社の監査役を兼務し、それらの子会社の情報を直接入手しております。また、定期的に現地監査を実施しております。

3. 監査役の活動を保障するための体制

- (1) 監査役は代表取締役社長が出席する会議のほぼすべてについて出席し、内容を把握しております。
- (2) 監査役は当社及び連結子会社の取締役及び使用人から、適宜報告を受けております。真にやむをえない事情がある場合を除き、要望されたすべての資料は監査役に提供されています。
- (3) 監査役は年間の計画を作成し、各部署及び連結子会社の現地監査を実施しております。

二. 2020年4月1日以降の状況について

2020年3月31日時点では以上の通りですが、4月1日以降について会社の体制および方針について以下の通り変更がありましたので、お知らせ致します。

当社は2020年4月1日に執行役員制度を導入しました。これに伴い、業務執行は、代表取締役の指揮監督の下、一定の重要事項については当社取締役会の審議・決定に基づき執行するほか、それ以外の事項については執行役員規程・業務分掌規程・管理職職務権限にもとづき執行致します。

業務執行に際し、リスク管理上の課題については、取締役および執行役員が代表取締役の指揮監督の下、洗い出すことに努めます。

執行役員は監査役会、監査役の要請に応じ、執行状況を報告します。監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力します。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

親会社であるJFEスチール株式会社は、当社株式の約54%を保有する安定株主であります。このため、当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の表示数値未満の端数の取り扱いは、金額及び株式数については切り捨て、比率その他の数値については四捨五入といたしております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	1,052,632	支払手形及び買掛金	4,530,668
預 け 金	5,896,900	短期借入金	1,382,803
受取手形及び売掛金	11,723,924	未払法人税等	424,146
商品及び製品	227,243	未払消費税等	165,280
仕 掛 品	132,068	役員賞与引当金	23,935
原材料及び貯蔵品	1,948,943	そ の 他	1,526,659
そ の 他	698,814	流 動 負 債 合 計	8,053,494
貸倒引当金	△2,356	固 定 負 債	
流 動 資 産 合 計	21,678,170	役員退職慰労引当金	78,390
固 定 資 産		P C B 処理引当金	51,476
有 形 固 定 資 産		退職給付に係る負債	1,340,670
建物及び構築物	2,106,310	資産除去債務	19,900
機械装置及び運搬具	5,144,428	そ の 他	3,766
土 地	6,482,535	固 定 負 債 合 計	1,494,203
建設仮勘定	176,113	負 債 合 計	9,547,698
そ の 他	101,480	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産 合 計	14,010,869	株 主 資 本	
無 形 固 定 資 産	425,717	資 本 金	2,365,000
投 資 其 他 の 資 産		資 本 剰 余 金	4,649,875
投資有価証券	1,742,468	利 益 剰 余 金	20,334,624
繰延税金資産	536,582	自 己 株 式	△11,753
退職給付に係る資産	75,203	株 主 資 本 合 計	27,337,746
そ の 他	161,111	その他の包括利益累計額	
貸倒引当金	△3,750	其他有価証券評価差額金	139,255
投 資 其 他 の 資 産 合 計	2,511,615	為替換算調整勘定	184,832
固 定 資 産 合 計	16,948,202	退職給付に係る調整累計額	△27,426
資 産 合 計	38,626,372	其他の包括利益累計額合計	296,661
		非支配株主持分	1,444,266
		純 資 産 合 計	29,078,674
		負 債 純 資 産 合 計	38,626,372

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	29,759,804
売上原価	22,711,352
売上総利益	7,048,451
販売費及び一般管理費	4,629,376
営業利益	2,419,075
営業外収益	
受取利息	9,687
受取配当金	18,045
受取賃貸料	100,796
持分法による投資利益	85,420
その他の	44,581
営業外費用	
支払利息	43,734
固定資産賃貸費用	40,750
固定資産廃却損	19,540
その他の	65,585
経常利益	2,507,997
特別利益	
投資有価証券売却益	35,534
特別損失	
災害による損失	37,604
物流関係補償費	19,303
PCB処理費用	10,737
税金等調整前当期純利益	2,475,886
法人税、住民税及び事業税	772,776
法人税等調整額	15,554
当期純利益	1,687,555
非支配株主に帰属する当期純利益	12,729
親会社株主に帰属する当期純利益	1,674,826

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
2019年4月1日残高	2,365,000	4,649,875	19,017,724	△11,282	26,021,316
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△357,927		△357,927
親会社株主に帰属する当期純利益			1,674,826		1,674,826
自己株式の取得				△470	△470
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,316,899	△470	1,316,429
2020年3月31日残高	2,365,000	4,649,875	20,334,624	△11,753	27,337,746

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2019年4月1日残高	208,643	341,388	△24,143	525,888	1,473,980	28,021,185
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△357,927
親会社株主に帰属する当期純利益						1,674,826
自己株式の取得						△470
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△69,387	△156,556	△3,283	△229,226	△29,713	△258,940
連結会計年度中の変動額合計	△69,387	△156,556	△3,283	△229,226	△29,713	1,057,489
2020年3月31日残高	139,255	184,832	△27,426	296,661	1,444,266	29,078,674

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

J F E コンテナー株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J F E コンテナー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J F E コンテナー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	7,931	買掛金	3,803,756
預け金	5,896,900	短期借入金	760,000
受取手形	1,783,764	未払費用	731,098
売掛金	7,310,290	未払法人税等	326,562
商品及び製品	107,372	未払消費税	381,734
仕掛品	102,829	前受り金	155,838
原材料及び貯蔵品	1,484,646	預役員賞与引当金	8,817
前払費用	29,017	その他引当金	19,122
未収入金	43,289	流動負債合計	23,935
その他	2,452	固定負債	30,244
流動資産合計	16,768,496	固 定 負 債	6,241,110
固 定 資 産		退職給付引当金	1,253,527
有 形 固 定 資 産		役員退職慰労引当金	71,910
建物	632,296	PCB処理引当金	49,766
構築物	36,016	資産除去債務	19,900
機械及び装置	2,146,769	その他	296
車輛運搬具	1,937	固定負債合計	1,395,399
工具・器具及び備品	67,650	負債合計	7,636,509
土地	6,482,535	株 主 資 本	
建設仮勘定	86,881	資本金	2,365,000
有形固定資産合計	9,454,086	資本剰余金	4,649,875
無 形 固 定 資 産		資本剰余金合計	4,649,875
ソフトウェア	90,043	利益剰余金	
その他	9,796	利益準備金	454,252
無形固定資産合計	99,840	その他利益剰余金	
投資その他の資産		固定資産圧縮積立金	21,844
投資有価証券	437,040	別途積立金	6,015,000
関係会社株	1,347,650	繰越利益剰余金	12,580,879
関係会社出資金	4,930,280	その他利益剰余金合計	18,617,724
長期前払費用	10,294	利益剰余金合計	19,071,976
繰延税金資産	527,834	株 主 資 本 合 計	26,075,098
その他の	263,523	株主評価・換算差額等	
貸倒引当金	△3,750	その他有価証券評価差額金	123,691
投資その他の資産合計	7,512,875	評価・換算差額等合計	123,691
固 定 資 産 合 計	17,066,802	純 資 産 合 計	26,198,789
資 産 合 計	33,835,299	負 債 純 資 産 合 計	33,835,299

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

科 目	金 額	千円
売 上 高		21,090,206
売 上 原 価		15,634,176
売 上 総 利 益		5,456,030
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,314,075
営 業 利 益		2,141,955
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,566	
受 取 配 当 金	126,139	
受 取 賃 貸 料	111,546	
そ の 他	12,573	254,826
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,427	
固 定 資 産 廃 却 損	10,781	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	45,618	
そ の 他	6,820	65,647
経 常 利 益		2,331,134
特 別 損 失		
災 害 に よ る 損 失	37,604	
P C B 処 理 費 用	10,737	48,341
税 引 前 当 期 純 利 益		2,282,792
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	701,197	
法 人 税 等 調 整 額	△2,590	698,606
当 期 純 利 益		1,584,185

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金(注)	利益剰余金計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2019年4月1日残高	2,365,000	4,649,875	454,252	17,391,465	17,845,718	△11,282	24,849,310
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△357,927	△357,927		△357,927
当期純利益				1,584,185	1,584,185		1,584,185
自己株式の取得						△470	△470
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	1,226,258	1,226,258	△470	1,225,788
2020年3月31日残高	2,365,000	4,649,875	454,252	18,617,724	19,071,976	△11,753	26,075,098

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 差	換 算 差 額	等 換 算 計	
	千円	千円	千円	千円	千円
2019年4月1日残高	164,355		164,355		25,013,666
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△357,927
当期純利益					1,584,185
自己株式の取得					△470
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△40,664		△40,664		△40,664
事業年度中の変動額合計	△40,664		△40,664		1,185,123
2020年3月31日残高	123,691		123,691		26,198,789

(注) その他利益剰余金の内訳

	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
	千円	千円	千円	千円
2019年4月1日残高	42,543	6,015,000	11,333,922	17,391,465
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△357,927	△357,927
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩	△20,698		20,698	
当期純利益			1,584,185	1,584,185
事業年度中の変動額合計	△20,698	—	1,246,956	1,226,258
2020年3月31日残高	21,844	6,015,000	12,580,879	18,617,724

(金額表示については千円未満の端数を切り捨てております。)

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

J F E コンテナー株式会社

取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 澤部 直彦 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J F E コンテナー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、それら子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ③ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について監査、検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び内部統制体制の整備・運用に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

J F E コ ン テ イ ナ ー 株 式 会 社 監 査 役 会

監査役（常勤） 今 井 賢 一 郎 ㊟

監 査 役 宮 城 順 一 ㊟

監 査 役 原 守 良 ㊟

監 査 役 高 橋 俊 彦 ㊟

(注) 監査役宮城順一、高橋俊彦は社外監査役であります。

以 上

株主総会会場へのご案内

会場 東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス 3F「白鳳」



〔最寄駅〕

- ・ J R 中央線・総武線「御茶ノ水駅」聖橋口（東京駅寄りの改札）より徒歩5分
- ・ 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」B1出口より徒歩5分
- ・ 東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」1番、2番出口より徒歩5分

〔お願い〕

お手荷物は1階クロークにお預けください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。